第24期 第17回 定例農業委員会総会

議事録

令和3年11月30日

伊予市農業委員会

第24期

第17回定例農業委員会総会議事録

令和3年11月30日(火)午後1時30分から、伊予市役所において第17回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員 16名農地利用最適化推進委員 7名事務局 局長 次長 係長

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

穿	§ 2	議案第83号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	11 件
		議案第84号	令和3年度農用地利用集積計画(第3号)について	1件
		議案第85号	令和3年度農用地利用集積計画(第4号)について	1件
		議案第86号	農用地利用配分計画(案)について	1件
		議案第87号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について	3件
		議案第88号	非農地証明願いについて	5件
第	£3	報告第 28 号	農地法第5条の規定に基づく届出について	2件
		報告第 29 号	農地法第18条の規定に基づく解約通知について	3件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第17回11月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

~会長挨拶~

議事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長 (会長)

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号18番 ○○ ○○ 委員、19番 ○○ ○○ 委員の両名にお願い致します。

第2

■議案第83号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第83号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、番号2につきまして関連がありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局

1番

2番

 譲渡人
 伊予郡砥部町
 〇〇

 譲受人
 伊予郡砥部町
 〇〇

 申請地
 宮下
 田 外2筆

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 耕作不可

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類

3年間の賃借権設定

経営状況については、本日配布しています、議案説明書の1ページ目に概要が、また伊予市においては新規参入ということで、3ページ目から、砥部町にて認定されています、青年等就農計画と砥部町の耕作証明書を添付しております。資料について少し説明させていただきます。7ページをご覧ください。〇〇さんはこの就農計画の3年目あたりになります。結果が出ているのは、2年目で、8ページが2年目の決算書になります。経営面積はおおむね計画通りに進行しているようですが、収入は計画の6割程度のようです。資料についての補足は以上になります。

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

提出されている申請書からは、いずれの要件にも該当していませんでした。 以上です。

議長

番号1、番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

事務局

本日欠席の○○推進委員より補足説明を伺っていますので発表いたします。

申請地は所有者が耕作できないということで毎年大草になっていました。この3年程は所有者が地区外ということもあり、大字が総代を中心に草刈を行っている状況でした。今回、事務局から砥部の方が農地を探しているとの紹介を受け、区長と一緒に現地で話を聞いたところ、作付予定の玉ねぎであれば、営農に支障はないだろうと判断しましたのでよろしくお願いします。

議長

本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

それでは、今後の営農計画、今後伊予市における目標等についてご本人さんから発表をお願いします。

00さん

私の○○が砥部町で○○を営んでおり、私も幼少のころから農業に携わっていました。 ○○年○○月に独立という形で、新規就農致しました。栽培品目は葡萄、キウイ、玉ねぎを栽培しており、今年からお米とブロッコリーの栽培を始めました。

本日の案件に関する経緯ですが、今年の3月に砥部町の〇〇で玉ねぎの貯蔵庫として ビニールハウスを借りたことを継起に伊予市の農業委員会に相談したところ、農地を紹 介していただき、申請しました。今後は就農計画の栽培面積はまだ達成できていないた め、宮下の耕作放棄地を中心として栽培面積を確保していき、今後の宮下の農業と、自 らの計画達成のため、尽力していきたいと思っています。

議長

今後も計画されていますが、達成するまでは経営規模の拡大がありますので、遊休農 地などがあれば、皆さんも連絡をしていただいたらと思います。

○○農業委員

かなり経営面積が広いですが、家族構成など、労働力はどうなっていますか。

○○さん

基本的には1人で賄いますが、農繁期になってくると、父や母、シルバー人材センターに紹介していただいてやっていきます。

議長

地区外ということで、地元の皆さんとのお付き合い等もあり、井手掃除や草刈りもありますので、地元の皆さんと協力してやっていただきたいと思います。

<新規就農者退室>

議長

番号1、番号2について、改めてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号1、番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

番号1、番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして〇〇農業委員は議事参与に該当するため一時退室をお願いします。

<○○農業委員退室>

議長

番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

 譲渡人
 八倉
 〇〇
 〇〇

 譲受人
 八倉
 〇〇
 〇〇

 申請地
 八倉
 畑
 外1筆

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

営農状況は農作業従事計画書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんで した。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

現在この土地は何も耕作しておらず、売り主の〇〇さんが周りに迷惑をかけないように、年に数回除草をしています。また、この土地は〇〇さんの果樹園と農道に挟まれていまして、この農地を一部園内道路として利用して作業の効率化を図りたいそうです。また、他の農地は規模拡大のために今後考えていくそうです。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

<○○農業委員 入室>

議長

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

 譲渡人
 大平
 〇〇
 〇〇

 譲受人
 大平
 〇〇
 〇〇

申請地
大平
畑

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

営農状況は農作業従事計画書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんで した。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

この申請地は、周りは田ということで、〇〇さんの田がすぐ横にあり、〇〇さんは管理が難しく、〇〇さんは野菜を作りたいという意向があり、申請に至りました。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

5番

 譲渡人
 下吾川
 ○○
 ○○

 譲受人
 中山町中山
 ○○
 ○○

 申請地
 中山町中山
 畑
 外5筆

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 農作業従事・農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

営農状況は農作業従事計画書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんで した。

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

○○さんは高齢のため管理が難しいということで、栗畑で現地も草が生えていまして、 荒れ地になりかけています。譲受人は近くに自身の農地がありまして、話し合いがまと まり売買になりました。広い農地ですが園内道もあり、栽培には差し支えないというこ とでやっていくということですので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号5について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号5につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号6につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

6番

 譲渡人
 上吾川
 〇〇
 〇〇

 譲受人
 上吾川
 〇〇
 〇〇

申請地
上吾川
田

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

営農状況は農作業従事計画書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんで した。

以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

この農地は、〇〇さんの隣にあります。〇〇さんは農地を拡大したく、〇〇さんは高齢になり農地の管理が難しく売却を考えていました。双方の間で売買の話がまとまり許可申請をすることになりました。審議をお願いします。

議長

番号6について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号6につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号7につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

7番

申請地
上吾川
田

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由(譲渡人)農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

営農状況は農作業従事計画書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんで した。

○○推進委員

○○さんは県外で生活しており、農地を管理することが困難な状況です。また、○○ さんは、この農地の周辺で里芋を栽培しており、利便性もあり、今回双方の間で売却す ることとなり、許可申請することになりました。ご審議よろしくお願いします。

議長

番号7について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号7につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8、番号9につきまして関連がありますので、事務局より一括説明 をお願いします。

8番

譲渡人	上吾川	00 00
譲受人	稲荷	00 00
申請地	上吾川	田

9番

譲渡人 上吾川 〇〇 〇〇

譲受人 稲荷 〇〇 〇〇

申請地
上吾川
田

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由(譲渡人)農作業管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

営農状況は農作業従事計画書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号8、番号9につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

○○さんは農地の管理が困難な状況であり、耕作者を探していました。

続いて9番ですが、○○さんは農作業が体力的にも困難な状況になってきたことから耕作者を探していました。この2筆の農地は○○さんの農地に接続しており、利便性もあり、今回双方の間で売却することとなり許可申請をすることとなりました。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号8、番号9について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号8、番号9につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号8、番号9につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号10につきまして事務局より説明をお願いします。

10番

 譲渡人
 双海町上灘
 〇〇
 〇〇

 譲受人
 八倉
 〇〇
 〇〇

 申請地
 双海町上灘
 畑
 外6筆

申請理由 (譲渡人) 生前贈与

(譲受人) 生前贈与

権利の種類

贈与による所有権移転

営農状況は農作業従事計画書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

番号10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○農業委員

○○さんは○○さんの娘さんで、生前贈与とういうことです。○○さんはまだまだ元気なので自分で管理していくとのことです、よろしくお願いします。

議長

番号10について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号10につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号10につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号11につきまして事務局より説明をお願いします。

11番

権利の種類 贈与による所有権移転

営農状況は農作業従事計画書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

番号11につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○農業委員

譲渡人の〇〇さんは、高齢でお孫さんに譲り渡すという事で話が決まったという事で す。〇〇さんは、家族で野菜とかいろいろ考えて農業をされていますので、別に問題は ありません。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号11について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号11につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号11につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、5ページをお開きください。

■議案第84号 令和3年度農用地利用集積計画(第3号)について

議長

議案第84号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積事業の申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

それでは、お配りしております別冊、令和3年度 農用地利用集積計画(案)をご覧下さい。

この資料が、委員の皆様にご尽力いただいて、提出された利用権設定の申出書を集計したものです。

今回の利用権設定の申し出合計は、51件(受け手の農業者は38人)、131筆、133,179㎡でした。

用途別の内訳は、田が98筆105,338㎡、畑が33筆27,841㎡です。 新規と更新の内訳は、

新規が14件、27筆で31,600㎡(農業者数で言うと5人で、うち今年度の新規参入者が2人になります。)また、更新が37件、104筆で101,579㎡で

した。

説明は以上です。

議長

議案第84号について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 議案第84号につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第84号につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、6ページをお開きください。

■議案第85号 令和3年度農用地利用集積計画(第4号)について

■議案第86号 農用地利用配分計画(案)について

議案第85号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用 地利用集積計画(第4号)について、次のとおり農業委員会の決定を求める。 つづきまして、

議案第86号 農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計 画(案)について、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第85号

利用権の設定を受ける者(借り手) 松山市 公益財団法人 〇〇 〇〇

利用権を設定する者 (貸し手) 双海町高野川 〇〇 〇〇

利用権設定地 上吾川 田 外1筆

権利の種類 使用貸借権設定

10 年間

議案第86号

権利の設定を受ける者(借り手) 上吾川 ○○ ○○

権利を設定する者 (貸し手) 松山市 公益財団法人 〇〇 〇〇

権利設定地 上吾川 田 外1筆

権利の種類 使用貸借権設定

10年間

作付け予定作物

水稲

 \bigcirc ○○さんの営農状況は、議案説明書の2ページ目下段に議案第86号1番に記載しております。

以上です。

議長

議案第85号、第86号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○農業委員

○○さんは、お父さんの農地を引き継ぎ、農業は米作を中心に○○町あたりやっています。規模拡大をしたいという事で、探していまして今回の土地を借りてやっていくことで、頑張ってやっておられます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

議案第85号、第86号について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 議案第85号、第86号につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第85号、第86号につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、8ページをお開きください。

■議案第87号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第87号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	下三谷	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$
借受人	松山市	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$
	松山市	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$
申請地	下三谷	田夕	↑1筆
+- m = 4L	曲点公点		

転用目的 農家住宅

権利の種類等 使用貸借権

申請人は、勤務の傍ら義父が所有する農地を耕作する農業後継者でありますが、現在は借家住まいであり子供の成長とともに手狭になっており日常生活に支障を生じています。今後農業を後継するために生活拠点を確保する必要があると考え、義父所有の農地である当該農地を選定し、農家住宅を建築するために転用申請を提出することとなりました。

申請地は、○○集落の県道○○号線沿いに位置し、10ha 未満の農地の広がりが無い第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。 以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

○○さんはお勤めしていますので、農地の管理は、○○さんのお父さんの○○さんが管理しています。将来は○○さんが経営規模拡大を考えていると聞いています。何も問題はありませんので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号2につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	松山市	00	00
譲受人	上三谷	00	$\bigcirc\bigcirc$

申請地 下三谷 田 外1筆

転用目的 露天資材置場及び露天駐車場

権利の種類等 所有権移転

申請人である法人は〇〇等の事業を営んでいます。これまでは資材置場を賃貸借して確保していたが、貸主の移行により借地であった土地を返還することとなり、業務に支障をきたしており、資材置場を至急確保する必要が生じたため、事務所の周辺で適地を選定し、所有者との話がまとまったため資材置場及び駐車場とするべく転用申請を提出することとなりました。

申請地は、下三谷の〇〇集落と〇〇集落の間に位置し、10ha 未満の農地の広がりが無い第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。 以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

事務局の説明のとおり特別問題はございません。よろしくお願いします。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号3につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

3番

 譲渡人
 双海町高岸
 〇〇
 〇〇

 譲受人
 双海町高岸
 〇〇
 〇〇

申請地 双海町高岸 田

転用目的 露天駐車場

権利の種類等 所有権移転

申請人は夫婦と子供○人は、両親の家で同居しています。駐車場はありますが、両親の車があるため、宅地内に駐車することができず、借地に駐車しています。今後、妻の車が増えることもあり、居宅に隣接している当該農地に夫婦2人の車を置くべく駐車場へ転用申請を提出することとなりました。

申請地は、双海町高岸の〇〇集落の県道〇〇線沿いに位置し、〇〇から300m以内にある第3種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。 以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

周辺の農地に影響はありません。買い物で帰られたときに家の前に車を置いているのを見ていたので、事故が起きないか心配しておりました。駐車場ができてよかったと思っております。どうぞご審議よろしくお願いします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、9ページをお開きください。

■議案第88号 非農地証明願いについて

議長

議案第88号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

申出人 宮下 〇〇 〇〇

土地所有者 宮下 〇〇 〇〇

申出地 中山町中山 畑

証明書 非農地証明

現状 20年以上前に植林している状態

申出人の父が栗畑として使用していたが、高齢化により管理していくことが困難となり、 関係法規に対する認識不足のため、平成〇〇年に杉や檜を植林していました。すでに山 林化しているため復旧は難しいとのことです。

申請地は農地の広がりが無い第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○農業委員さんが欠席ということで、補足情報を伺っていますので、発表させていた だきます。

申請人の〇〇さんは以前中山町にお住まいでしたが、現在は伊予市の宮下に家を構えています。実家や申請地は中山でも一番山の奥にあります。植林してから〇〇年経っていまして農地への回復は不可能であり、申請人の意向に沿った形でお伺いしました。ご審議の程よろしくお願いします。

以上です。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

申出人 中山町中山 〇〇 〇〇

 土地所有者
 中山町中山
 〇〇

 申出地
 中山町中山
 畑 外3筆

証明書 非農地証明

現状 20年以上前に植林している状態

申出人の父が畑として使用していたが、高齢化により管理していくことが困難となり、関係法規に対する認識不足のため、平成〇〇年に杉や檜を植林していました。その後令和〇〇年に相続したがすでに山林化しているため復旧は難しいとのことです。

申請地は農地の広がりが無い第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への 復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

事務局の説明のとおり、植林しまして20年以上経っていますので、原状復帰も難しいということです。耕作者の法令認識不足も否めませんが、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

 申出人
 東温市
 〇〇〇〇

 土地所有者
 東温市
 〇〇〇〇

 申出地
 中山町中山
 畑 外1筆

証明書 非農地証明

現状 20年以上前に植林している状態

申出人の祖父が管理していたが、高齢化により管理していくことが困難となり、関係

法規に対する認識不足のため、平成○○年に杉や檜を植林していました。相続したときには、すでに山林化しているため復旧は難しいとのことです。

申請地は農地の広がりが無い第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への 復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

申出人の方は、地元にいませんので管理が難しく復旧も難しいということです。早く 申請したらと反省していますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号3につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号3につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

 申出人
 松山市
 〇〇
 〇〇

 土地所有者
 松山市
 〇〇
 〇〇

申出地 中山町出渕 畑

証明書 非農地証明

現状 20年以上前に植林している状態

申出人の父が管理していたが、高齢化により管理していくことが困難となり、関係法規に対する認識不足のため、平成〇〇年頃に杉を植林していました。すでに山林化しているため復旧は難しいとのことです。

申請地は農地の広がりが無い第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への 復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

○○月にご本人さんと現地確認をしました。当時栗畑に道路が入りまして当該農地が 道路から下側に分かれまして、急傾斜地で周辺も山林になっているので、栗をやめて、 20年以上前に杉を植えたという事です。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号4につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号4につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして、原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

 申出人
 上三谷
 ○○
 ○○

 土地所有者
 上三谷
 ○○
 ○○

 申出地
 上唐川
 畑 外 2 筆

証明書 非農地証明

現状 20年以上前に植林している状態

申出人の父が柑橘を栽培していが高齢化により管理していくことが困難となり、廃園し、 その後関係法規に対する認識不足のため、約30年前に杉を植林していました。すでに 山林化しているため復旧は難しいとのことです。

申請地は農地の広がりが無い第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への 復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

この農地は、昔からお父さんが蜜柑を作ってきた園地になります。所有者は高齢になり 跡取りもいません。周辺も山林になっています。事務局の説明のとおりですので、よろ しくお願いします。

番号5につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号5につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号5につきまして、原案のとおり承認いたします。 続きまして、10ページをお開きください。

第3

■報告第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第28号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第28号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

譲渡人 松山市 〇〇 〇〇

下吾川 〇〇 〇〇

下吾川 〇〇 〇〇

譲受人 伊予郡松前町 有限会社〇〇

届出地 下吾川 畑 外2筆

転用目的 分譲宅地権利の種類等 所有権移転

2番

譲渡人 下吾川 〇〇 〇〇

譲受人 伊予郡松前町 有限会社〇〇

届出地 下吾川 畑

転用目的 分譲宅地権利の種類等 所有権移転

以上です。

報告第28号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■報告第29号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について 議長

報告第29号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、 次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の届出がありました。

権利の種類等

1番

貸出人	下三谷	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$
借受人	下三谷	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$
届出地	下三谷	田	
解約事由	双方合意		

農地法3条 賃借権設定

2番

貸出人	中山町出渕	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$
借受人	中山町中山	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$
届出地	中山町中山	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃借権調	9定

3番

貸出人	米湊	00 00
借受人	中山町中山	00 00
届出地	中山町中山	田
解約事由	双方合意	

権利の種類等 農地法3条 賃借権設定 以上です。

議長

報告第29号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・令和3年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会について
- ・「伊予市農業委員会と市長」の意見交換会及び懇親会の開催について
- ・農業委員会手帳の配布について
- ・活動日誌の提出について 事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年12月24日(金曜日)午後1時30分伊予市役所4階大会議室 を開催予定としております。

以上で、第17回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。 以上をもちまして、第17回11月の伊予市農業委員会総会を終了致します。 一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時50分 閉会)